

学校事務職員制度を揺るがす

不穏な動きに警戒を!

任用一本化? 「チーム学校」?

教職員給与費の政令市費化―移管の目途とされる二〇一七年四月まで2年を切った。私たちの労働条件はどうなる? 任用一本化や「チーム学校」で目論まれる新たな役割。労働条件の改悪を許すな! 学校事務職員制度の堅持を求めて、全力で闘おう!

任用一本化に断固反対!

一番の懸念は、私たち学校事務職員の「職」の存続。政令市費化を契機に市行政職との任用一本化や、定数削減、「共同実施」―センター化、非常勤化などが危惧され、学校事務職員制度の解体に繋がるといふ強い懸念があるのだ。東京では、学校事務職員の慢性的な欠員状態が放置され、ついには定数合理化を前提とした「共同実施」が進められている。任用一本化になれば、東京のような状況になるのは明らか、いや、東京より格段に厳しい各市の財政力を考えればもつと過酷な状況も予想されるのだ。

危うい「チーム学校」

「世界一多忙」と言われる教員の負担軽減のため、文部科学省が打ち出した「チーム学校」構想―5/12自民党教育再生実行本部提言で、教員の

「国家免許化」といっしょに事務職員の職名を「学校運営主事」に変え校長や副校長の負担を分担させるという方向性が出された。教員に対するさらなる管理強化と、その手助けをする仕

みなでとめよう戦争法

6・24国会へ!

国会議員の数だけを頼みに、支離滅裂な「国際戦争支援法」(恒久法)、「戦争法制整備法」(一括法)の強行採決を狙っている安倍政権は、しかし、ここにきて大きな壁にぶち当たっている。戦争法に反対ないし懸念を示す世論がどの調査でも多数を占めている。政権が十分に説明を尽くしていない、の音が8割以上ある。始まった国会論戦では、まともな受け答えをせず、自説を壊れたテープレコーダーのように繰り返す、挙句の果て

事など真つ平ごめんだ。私たち学校事務職員が自分たちの手で作り守ってきた仕事を大事にしよう。事務職員同士の平等な関係を守りたい。組合は学校事務職員制度の趣旨と歴史を尊重し、現行学校事務職員制度を堅持せよと要求(前号のニュース参照)。自らの労働条件は自らの手で――ここが正念場。みんなの力で攻撃をはねかえそう!

とめよう戦争法、集まろう国会へ。

6月24日(水)

18:30~20:00

国会議事堂周辺

カンパのお願い!

いつもご支援ありがとうございます。
厳しい状況ではありますが、みなで力を合わせてはねかえしていこう。
よかったらカンパを!

郵便振替口座 00260-7-8428



稼働を推進する安倍政権にはこの常識が通じない。ならば圧倒的な世論を目に見える形で彼らに突き付けるしかない。6月24日、国会へ!

今年の夏は特別な 季になる予感 全交流福島に行こう

今年は、8月1・2日に3・11東日本大震災の地震と津波、更には福島第一原発事故による放射能被害を被った福島県で開催される。

「安心して働ける職場を作り、働き続けるために」との視点から、現在、学校事務を取り巻く課題を軸に交流される。また、現地理解のための企画も進行中。

焦眉の課題を基本から理解する

①「給与費の政令市費化」

当面する政令都市の県費教員・事務職員は言うに及ばず、中核市などまでも飲み込まれる恐れもあるその正体と、予想される事態を検証する。

②「東京の共同実施」

文科省の狙う「チーム学校」
II 学校事務職員への仕事の押し付けをも蹴散らす事務職員減らしの狙いと現状を理解すると共に、各地への拡散を押し止める必要性を認識する。

③人事評価制度

更なる給与制度の見直しの中で完全実施が目論まれていることから、既に導入されていると県の実態を改めて検証しながら、それに対抗・対処する手がかりを探る。

津波被害の施設が会場に

会場となるいわき市新舞子ハイツは、津波で被災したものの、改修により立ち直った施設である。参加者は近隣の被害状況も含めてその実情を直視することにもなる二日間となる。

常磐線いわき駅からバス便もあり、市内のホテルも利用できるが、ハイツでの宿泊をお勧めしたい。(申込みは組合員まで)

★ 名称：第44回全国学校事務労働者交流集会

★ 主催：全国学校事務労働組合連絡会議

★ 日時：8月1日（土） 2日（日）

★ 時程

【1日目】

午後 12時半～5時
3課題（前記）交流

【2日目】

午前 9時半～

各地の状況

午後 1時～3時

原発被害に取り組む

地元団体との交流

Sさん裁判報告(6月9日)

分限処分を取消し職場復帰を

6月9日Sさんの分限処分取消訴訟の第10回口頭弁論が行われた。

出された被告II市教委側準備書面は全52頁に亘る大部ながら惨憺たるもの。前回原告側が出した主張に反論すると言ったものの、ひたすら従前の主張を繰り返すのみ。ただただ何度でも繰り返す主張すれば真実になるとでも思っているのだろうか。

そんな被告主張を相手にしても繰り返しにしなければならないので、次回は原告の側から現況における原告―被告の争点の整理を提出することとした。裁判は大詰めを迎えつつあります。多くの皆さんの注目をお願いします。

次回裁判は7月28日、13時30分から横浜地裁502号法廷で。

公立学校共済組合神奈川支部より

2015年度厚生事業の説明を受ける

がくろう神奈川は6月4日公立学校共済組合神奈川支部より「事業説明」を受けた。
私たちは毎年度初めに、一年間の事業予算、厚生事業について神奈川支部に説明させている。
緊急財政対策で補助金が大きくカットされて以来、大きな変化はないようだ。福利厚生事業は本来、雇用者がきちんと措置し、充実させていかなければならない。それは私たちの労働条件の一つでもある。
「教職員体育大会補助」の50万円も問題にする。
これは一部特定団体への補助と化しており、癒着の象徴だと指摘。私たちは共済組合員が等しく受けられる「補助」こそ必要だと主張している。年金情報の流出について、私たちの業務における「基礎年金番号」の扱い問題と同様に、「番号による一元管理」の問題としても現場の不安を訴えた。